

令和7年11月5日

横浜市長



市道四季美台第435号線

入札占用指針

道路法（昭和27年法律第180号）第39条の2第1項の規定に基づき、入札占用指針を定めたので、同条第7項の規定に基づき、公示する。

1 詳細は、「入札占用指針」とおり。

2 入札占用指針の交付期間、場所

(1) 交付期間 令和7年11月5日（水）から令和7年12月5日（金）

(2) 交付場所 横浜市道路局計画調整部事業推進課

(3) 交付方法 手交 又は 以下URLからダウンロード

(https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/doro/kanri_senyo/shisankatsuyo/yuko/koukasita_sinkibosyu.html)

令和7年11月5日

市道四季美台第435号線
入札占用指針

1 概要

(1) 占用入札の方式

総合評価占用入札

(2) 入札対象施設等

横浜市道路高架下等利用計画検討会により定められた高架下等利用計画に基づいた利用用途とします。

まちづくりや賑わいの創出などに資する利用として、周辺の土地利用状況等との調和を保つ用途の提案を求めます。

詳細は、「利用計画」（資料4）をご覧ください。

なお、以下のア～カに該当する用途は、提案できません。

ア 各種法令に適合しないもの

イ 公序良俗に反し、社会通念上不適当であるもの

ウ 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の「風俗営業」に該当するもの

エ 事務所、倉庫、店舗その他これらに類するもののうち、易燃性若しくは爆発性物件、その他危険と認められるものを搬入し、若しくは貯蔵し、又は使用するためのもの

オ 悪臭、騒音等を発する物件を保管又は設置するもの

カ その他公共用地の利用としてふさわしくないもの

(3) 道路の占用の場所（占用区域）

ア 所在地 横浜市旭区二俣川2丁目61-8外

イ 占用面積 111.72 m²（資料2参照。）

(4) 道路の占用の開始の予定時期

令和8年4月1日

(5) 道路の機能又は道路交通環境の維持を図るために入札対象施設等の設置に伴い求める措置

ア 近隣住居等に対し、騒音及び排気ガス対策等の配慮をすること。

イ 近隣住民、当該地域周辺の事業者（バス事業者及びタクシー事業者等）と十分に調整を行うこと。

ウ 道路局管理課及び所在地の区土木事務所（以下「道路管理者」という。）並びに当該地域を管轄する警察署長と協議を行い、安全対策を講じること。

- エ 占用区域内に加え占用区域外で市が指示する管理区域についても、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第2条に掲げる「道路」及び「道路の附属物」（以下「道路構造物」という。）の維持修繕、区域の清掃、除草等を行い、良好な状態に保つよう管理すること。（管理区域については、資料2及び資料3参照。）
- オ 占用物件を整備する際、道路構造物の撤去が必要となる場合は、道路管理者と協議し、必要な手続きを行った上で実施すること。
- カ 占用者は、占用許可の期間中、当該地が本市所有の土地であること、まちづくりや賑わいの創出のために有効活用していること等を記載した標識を歩行者等から見える場所（市が指示する場合があります）に掲示すること。（標識案については、資料5参照。）
- キ その他、本入札に関し、必要に応じて関係機関等と協議を行うこと。

(6) 提案について

- ア 提案事業を実現するために必要な関係法令等（適用される地域のルール等を含む）及びインフラ関係の調査・手続きは、応募者が行うこと。
参考に図面等を添付していますが、現地を優先すること。
- イ 自動販売機は設置できないものとする。
- ウ 計画地はトンネル上部のため、地表面上積載荷重は20.0 kNm²（≒2 t/m²）以下までとすること。
- エ 工事等の施工にあたっては、横浜市内に主たる事務所を有する事業者への発注に努めること。
- オ 環境や多様な年齢層に配慮した提案に努めること。例えば、駐車場事業を行う場合は、以下の事項に対応した施設の設置に努めること。
 - (ア) バリアフリー対策（ノンフラップ、車いす使用者用駐車施設、事前予約等）
 - (イ) 災害時の対応（無停電電源装置、災害時無料 WiFi の提供、災害時用備蓄品の装備等）
 - (ウ) 環境負荷低減（電気自動車充電スタンドの設置、太陽光パネルによる夜間照明や災害時充電利用等）
- カ 駐車場事業を行う場合は、地域のものづくりや賑わいの創出に資する取組、施設の設置に努めること。
- キ 駐車場事業を行う場合は、時間貸し駐車場の設置を検討すること。
- ク 柵又は縁石等の工作物等により占用範囲を明確にすること。
- ケ 将来の道路事業の施行の支障とならないよう除去が困難となる構造のものとしないこと。
- コ 占用場所等から車道等への飛び出し事故を防止するための安全策を十分に講じること。
- サ 占用物件の意匠等は、都市美観に十分配慮すること。

シ 広告物は、自家用の物のみ設置できるものとする。

(7) 認定の有効期間

令和 28 年 3 月 31 日まで

(8) 占用料の額の最低額

横浜市道路占用料条例に定める占用料の額とします。また、入札占用計画に記載された占用施設が複数ある場合は、最も高い占用料の額とします。

横浜市道路占用料条例別表（資料 6）、横浜市道路占用料減免取扱要領別表 1（資料 7）及び横浜市道路占用料減免取扱要領別表 2（資料 8）参照。

例

ア 「道路法施行令 第 7 条第 8 号に掲げる施設トンネルの上又は効果の道路の路面下に設けるもの 食事施設、購買施設等の利便施設」の場合

6,263 円（1 m²当たり／年）

イ 「道路法施行令 第 7 条第 9 号に掲げる施設その他のもの 道路の区域内に設ける自転車等駐車器具」で一般公共の用に供されるもの場合

2,740 円（1 m²当たり／年）

ウ 「道路法施行令 第 7 条第 9 号に掲げる施設その他のもの 道路の区域内に設ける自転車等駐車器具」（ただし、イに該当するものを除く）の場合

5,480 円（1 m²当たり／年）

※ 占用料の額の最低額について、入札書（様式 8）に注意事項を記載していますので必ずご確認ください。

2 占用入札参加資格

(1) 入札占用計画が、入札占用指針に照らし適切なものであること

(2) 入札対象施設等のための道路の占用が、法第 33 条第 1 項の政令で定める基準に適合すること

(3) 入札対象施設等のための道路の占用が、道路の交通に著しい支障を及ぼすおそれが明らかなものないこと

(4) 入札占用計画の提出者（提出者が法人又は団体である場合は役員その他経営に実質的に関与している者を含む。）が次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと

ア 道路占用許可の手続を履行する能力を有しないと市長が認めるとき

イ 道路の占用についての占用料を納める能力を有しないと市長が認めるとき

ウ 法第 71 条第 1 項の規定に基づく監督処分を受けて是正がなされていないとき

エ 法第 73 条第 1 項の規定に基づく督促状により督促をしているとき

オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同

法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) であるとき
カ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
キ 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
ケ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
コ その者に道路を占用させることが、公序良俗に反し、社会通念上不適当であると市長が認めるとき
なお、道路の占用に当たって道路交通法第77条第1項の規定による道路使用許可が必要になる場合は、提出された入札占用計画を基に、施設の配置計画や工事施工の際の道路の規制方法等について、警察署（所轄）と協議を行います。警察署（所轄）への事前相談、お問い合わせはおやめください。

3 入札占用指針に関する質問等

(1) 入札占用指針に関する質問書

入札占用指針の内容について質問がある場合には、様式2にて質問を受け付けます。質問書に対する回答は、HPにて閲覧に供することとします。

閲覧場所：横浜市ホームページ

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/doro/kanri_senyo/shisankatsuyo/yuko/koukasita_sinkibosyu.html

閲覧期間：令和8年1月27日（火）10時まで

なお、入札の公平性を確保するため、提出された入札占用計画についての個別質問等について回答はしかねますので、ご了承ください。

ア 質問書の提出方法

郵送又はEメールによるものとします。

イ 質問書の提出期間

令和7年11月6日（木）から令和8年1月20日（火）午後5時まで

(2) 提出先

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎22階

横浜市道路局事業推進課 担当：武居、川村

電話：045-671-3532

Eメール：do-yochikatsuyo@city.yokohama.lg.jp

4 入札占用計画の作成等

(1) 入札占用計画の作成要領

様式3～7及び10（A4判）により、作成してください。提出された入札占用計画を審査し、入札対象施設等のための道路の占用の許可を行うことの可否を判断します。

なお、提出された入札占用計画に形式上の不備や要件の不足等がある場合には、内容の追加、修正を求めることがあります。また、本入札占用指針において示した事項以外の内容を含む入札占用計画については、無効とすることがあります。

様式	留意事項
入札占用計画（様式3）	<p>①「占用計画期間」の欄には、本入札占用指針に定められた認定の有効期間内において占用を希望する期間を記載願います。</p> <p>②「占用の期間」の欄には、①の期間に合わせて占用の開始の時期、占用の終了の時期を記載するとともに、5年ごとに占用許可の更新手続が必要となりますので、それぞれの更新の時期を記載願います。</p> <p>③「添付書類」の欄には、道路の占用の場所、設置する施設等の構造、工事の実施方法等を明らかにした図面その他の入札占用計画に添付する書類名を記載願います。</p> <p>④開札立ち合いを予定している場合はチェックボックスにレ点を記入願います。（2名まで）</p>
入札対象施設等の設置に伴い必要となる清掃その他の措置（様式4）	<p>①施設等の管理、安全対策等の実施体制、方法等を記載願います。</p> <p>②日常的な道路の点検、占用区域内の清掃等について、実施体制、方法等を記載願います。</p> <p>※ 占用入札に参加するための必須事項となりますので必ず記載願います。その他、道路の管理に資する取組があれば併せて記載願います。</p>
法人概要（様式5－1）及び役員名簿（様式5－2）	事業の内容、役員の氏名等を記載願います。 なお、個人の場合は、様式5－1は不要であり、様式5－2により、氏名、生年月日等を記載願います。
災害等非常時における連絡体制（様式6）	占用者（代表者、現場管理者、施設管理者等）及び工事請負事業者（工事責任者、現場監督者等）から市担当部署への連絡体制図を記載願います。
暴力団排除に関する誓約書（様式7）	記載事項を確認の上、氏名等を記載願います。

提案書（様式10）	<p>①正1部、副（複写可）1部の計2部</p> <p>②社名やロゴマークなど、応募者を特定できる表記はしないでください。</p> <p>③事業についての概要や事業実施方法等、及び土地を利用する場合の平面図、立面図、利用イメージ図は、提案書の様式をご使用ください。</p> <p>④提案書に、様式以外の土地利用配置図、建築物を建設する場合の建物立面図、利用イメージが分かる写真・イラスト等を添付することは可能ですが、審査評価の対象とはなりません。</p> <p>⑤事務局で応募者特定情報の記載有無の確認後、審査資料として追加で4部の提出が必要となります。</p>
商業登記簿謄本 (現在事項全部証明書)	<p>発行後3か月以内のものを提出して下さい。</p> <p>なお、商業登記をしていない場合は、申請者の住民票の写し（本籍・続柄不要）で発行後3か月以内のものを提出してください。</p>
納税証明書	<p>①法人税又は所得税1部</p> <p>②法人住民税又は住民税1部</p>
提案事業関連の保有資格の写し	<p>提案書の「運営・維持管理」に関するこの「2 提案する事業の実施主体の構成について」の項目で、提案事業関連の保有資格を記載した場合は、その資格証明等の写しを提出してください。</p>

（2）入札占用計画の提出方法

受付期間内に上記入札占用計画一式を用意し、郵送先へ郵送又は持参で提出してください。

※お申込みにあたっては、事前にご連絡をお願いいたします。

ア 提出受付期間

令和7年11月6日（木）から令和7年12月5日（金）午後5時まで
(ただし、土、日、祝日を除きます。)

イ 受付時間

午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除きます。）

ウ 郵送先

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎22階

横浜市道路局事業推進課 担当：武居、川村

電話：045-671-3532

（3）入札参加資格の確認通知

提出された入札占用計画に基づき、占用入札参加資格の有無を確認し、書面を

もって、横浜市長（以下「市長」という。）から通知します。

なお、占用入札参加資格要件を満たしていない方に対しては、理由を付して通知します。

5 入札の実施

占用入札参加資格があることの確認を受けた入札参加者は、本入札占用指針を熟覧の上、下記のとおり入札書（様式8）を提出してください。

なお、以下の提出日時までに入札書を提出しない方は、本入札に参加することができません。

（1）入札受付期間等

ア 受付期間

令和8年1月19日（月）から令和8年1月26日（月）午後5時まで（必着）

イ 郵送先

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎22階

横浜市道路局事業推進課 担当：武居、川村

電話：045-671-3532

※ 書留郵便・簡易書留郵便にてお送りください。

※ 持参される場合は、事前にご連絡の上、横浜市役所22階 道路局事業推進課までお越しください。

ウ 提出書類

（ア）横浜市長により占用入札参加資格があることの確認を受けた通知書の写し

（イ）入札書及び入札用封筒^{※1※2※3}

※1 入札書及び入札用封筒は、審査通過者の結果通知とともに該当者に送付します。

※2 代理人の方が入札する場合は、委任者の実印を押印した別添様式による委任状が必要になります。入札書には、委任者の実印とともに委任状に押印されている代理人の実印を押印してください。代理人の方は、本人確認書類等の添付をお願いします。

※3 入札方法については、「（2）入札方法等」をご参照ください。

（2）入札方法等

ア 入札方法

入札は、本市指定（審査通過者に別途交付）の入札書を使用し、入札用封筒に入札書のみを入れて封をした上で、横浜市長により占用入札参加資格があることの確認を受けた通知書の写しと共に期限までに書留又は簡易書留にてお送りください（持参可）。

イ 入札にあたっての注意事項

（ア）入札書の住所、商号又は名称及び氏名欄は、代表者若しくは委任を受け

ている場合はその代理人が記載、押印してください。

(イ) 入札済みの入札書は、いかなる理由があっても、書き換え、引き替え又は撤回することはできません。

(ウ) 入札者又は代理人は、本件入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできません。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

ア 占用入札参加資格のない者のした入札

イ 入札占用計画に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 指定の時刻までに提出しなかった入札

エ 所定の入札書によらない入札

オ 記名を欠く入札

カ 入札者又はその代理人が1人で2枚以上の入札をした場合、そのすべての入札

キ 入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合、その双方の入札

ク 委任状の提出がない代理人がした入札

ケ 入札金額、入札者の氏名その他主要部分が識別しがたい入札

コ 入札金額を訂正した入札

サ 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札

(4) 入札の延期等

入札者（代理人が入札する場合にあっては代理人。以下同じ。）が連合し又は不穏の挙動をするなどの場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し又はこれを取り止めることができます。

(5) 開札

ア 開札日時

令和8年1月27日（火）午前10時から（入場は午前9時50分から）

イ 開札場所

横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎会議室

※会議室の場所は、入札参加資格の確認通知送付の際に案内します。

ウ 開札にあたっての注意事項

(ア) 開札の立ち合い（会場への来場）は任意です。

(イ) 入札者以外の者を立ち会わせる場合には、委任状（様式9）を提出してください。

(ウ) 入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に關係のない職員を立ち会わせて行います。

(エ) 入札者は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできません。

(オ) 入札者は、開札場に入場した後においては、入札関係職員がやむを得な

い事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することはできません。

(カ) 開札会場への入場は、参加者1者につき、2名までとします。

(キ) 開札立ち合いを予定している場合は入札占用計画の提出時に、入札占用計画（様式3）の該当のチェックボックスにレ点を記入してください。

6 落札者の決定について

(1) 落札者の決定方法

本入札は、入札占用計画を受け、占用入札参加資格があることを通知した者について、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価占用入札によるものとし、落札者の決定方法は以下のとおりとします。

ア 落札者は、公平性・中立性を確保するため、総合評価落札者決定基準（資料9）に基づき、市民活動や市民生活の分野の有識者等で構成する横浜市道路高架下等利用計画検討会により、提案内容の書類審査・評価を行った上で決定します。（令和7年2月頃開催予定）なお、審査の結果ふさわしい提案がない場合等は、落札者を選定しない場合があります。

イ 有効な入札を行った者で、入札占用指針に定められた占用料の額の最低額以上の額をもって入札額と申し出た者のうち、横浜市道路高架下等利用計画検討会で決定した順位の最も上位の者を落札者とします。

(2) 検討会委員

検討会の委員は、以下のとおりです。

【横浜市道路高架下等利用計画検討会 委員】（敬称略）

	氏 名	所 属 役 職 等
会長	西田 由紀子	よこはま市民メセナ協会会長
委員	榎本 進一郎	弁護士
委員	湯浅 浩	不動産鑑定士
委員	吉田 香月	サンケイリビング新聞社リビング横浜・リビング田園都市編集長

(3) その他

ア 1物件に1提案の原則

応募者は、1つの物件に対して複数の提案はできません。

イ 接触の禁止

検討会委員、本件業務に従事する横浜市職員及び本件関係者に接触し、申請及び選定についての情報を不正に入手するなどの事実が認められた場合、失格となることがあります。

ウ 提案内容の変更の禁止

応募期間以後は、提出した書類の内容の変更をできません。また、提案が採用された場合は、各種調整の結果支障がない限り、提案内容を実施してください。

(4) 落札者決定の通知、公表

落札者を決定したときは、落札者に対し、道路の占用の場所、落札額、入札占用計画の認定予定日を通知します。また、ホームページに入札の実施結果（道路の占用の場所、開札結果（落札・不調等の別）、落札者（個人の場合は「個人」とします。）、落札額、入札額、審査点、利用方法）を公表します。

(5) 落札者決定の取消し

無効の入札を行った者を落札者としていた場合、又は落札者が落札者決定後の手続を辞退した場合には、落札者決定を取り消します。

(6) 落札者の繰り上げ

落札者決定を取り消した場合について、他の入札参加者を繰り上げて落札者とすることがあります。

7 入札占用計画の認定

(1) 認定の公示及び通知

落札者が提出した入札占用計画を認定した場合、入札占用計画の認定日、認定の有効期間、道路の占用の場所及び認定を受けた入札占用計画（以下「認定入札占用計画」という。）の提出者（個人の場合は「個人」とします。）等について、事務所に備え付けるとともに、ホームページに掲載します。また、落札者に対しては、入札占用計画の認定日、認定の有効期間、占用許可申請の手続に関する留意事項等を通知します。

なお、警察署との協議の結果等を踏まえ、入札占用計画を認定するにあたってその内容の修正を求めることがあります。

(2) 認定入札占用計画の変更

災害等による道路状況の変化により入札対象施設等の構造を変更する場合、景況による需要の変化により占用の期間を短縮する場合等、真にやむを得ない事情により、認定入札占用計画を変更する必要がある場合には、変更の認定を受ける必要があります。

また、周辺の交通実態等について当初予想されなかった変化があり、警察から認定入札占用計画の変更を求められた場合に、当該計画の変更を求めることがあります。

(3) 認定の取消

認定入札占用計画の提出者（以下「認定計画提出者」という。）に占用入札参加資格がないことが明らかになった場合、認定計画提出者が無効の入札を行ったことが明らかになった場合その他認定計画提出者が詐偽その他不正な手段により認定を受けたと認められる場合には、当該認定を取り消します。

また、道路の管理上の事由その他公益上やむを得ない必要が生じた場合は、認定を取り消すことがあります。

8 道路の占用の許可

(1) 占用許可申請手続

認定計画提出者は、当該計画に基づき、次の関係書類を添えて、下記の窓口へ占用許可申請等を提出してください。

ア 申請窓口

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10市庁舎22階

横浜市道路局事業推進課

担当：武居、川村

電話：045-671-3532

イ 申請書類

- (ア) 道路占用許可申請書
- (イ) 認定された入札占用計画
- (ウ) 提案書
- (エ) 入札占用計画認定通知（写し）
- (オ) 委任状（代理申請の場合のみ）
- (カ) その他市長が必要であると認める書類

ウ 申請期限

- (ア) 占用許可申請は、入札占用計画の認定日から15日以内に行ってください。
- (イ) 特段の理由無く、占用許可の申請手続を行わない場合は、入札占用計画の認定を取り消すことがあります。

(2) 占用許可の条件

ア 占用区域内に加え占用区域外で市が指示する管理区域についても、道路構造物の維持修繕、区域の清掃、除草等を行い、良好な状態に保つよう管理すること。（管理区域については、資料2参照。）

イ 道路管理者が行う道路の維持管理及び災害対応等において占用物件が支障となる場合は、道路管理者の指示に基づき、占用者の負担にて速やかに移転、除去等必要な措置を講じること。速やかに措置されず、道路管理者が代行した場合もその費用は占用者において負担すること。

なお、休業等に伴う損失の補償は行わない（ただし、法令に規定がある場合を除く）。

ウ 占用期間満了時には、占用物件を占用者の負担で撤去し、道路管理者の指示に従い原状に回復すること。

※ 占用許可時には、上記の条件に加え、別紙許可条件（資料10参照。）に記載されている条件を付します。

※ 占用許可の条件に違反した場合は、占用許可を取り消すことがあります。

(3) 占用許可の期間

認定した入札占用計画に記載された期間中、占用を認めます。ただし、5年ごとに更新の手続が必要となり、更新に当たっては事業継続の意思確認をするとと

もに、当該施設が道路構造に支障を生じさせていないこと及び許可条件違反がないことなどを確認します。

(4) 占用料の額及び支払方法

ア 占用料の額は、認定入札占用計画の提出者が入札において申し出た額に入札占用指針に定められた占用面積を乗じた額とします。

イ 土地の価格の上昇等を踏まえて道路法施行令別表に定める占用料の額が改定され、落札額を上回った場合には、改定後の占用料の額を適用して徴収します。

ウ 占用料の支払いは、占用を許可したときに当該年度分を支払い、次年度以降においては、当該年度の占用料を毎会計年度ごとに支払うものとします。

なお、支払い方法は、市長が発行する納入通知書により納めるものとします。

エ 年度途中での占用開始又は終了の場合は、同年度の占用料は月割計算とします。

オ 指定された期日までに占用料が納付されない場合には、道路法第 73 条に基づき延滞金を徴収する場合があります。

カ 既納の占用料は還付しません。

(5) 権利の譲渡等

ア 道路占用権の譲渡については、原則、一般承継の場合のみ認めるものとします。また、利用者は、占用場所を市長の許可なく他の者に転貸し、又は担保に供してはなりません。

イ 利用者が住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければなりません。

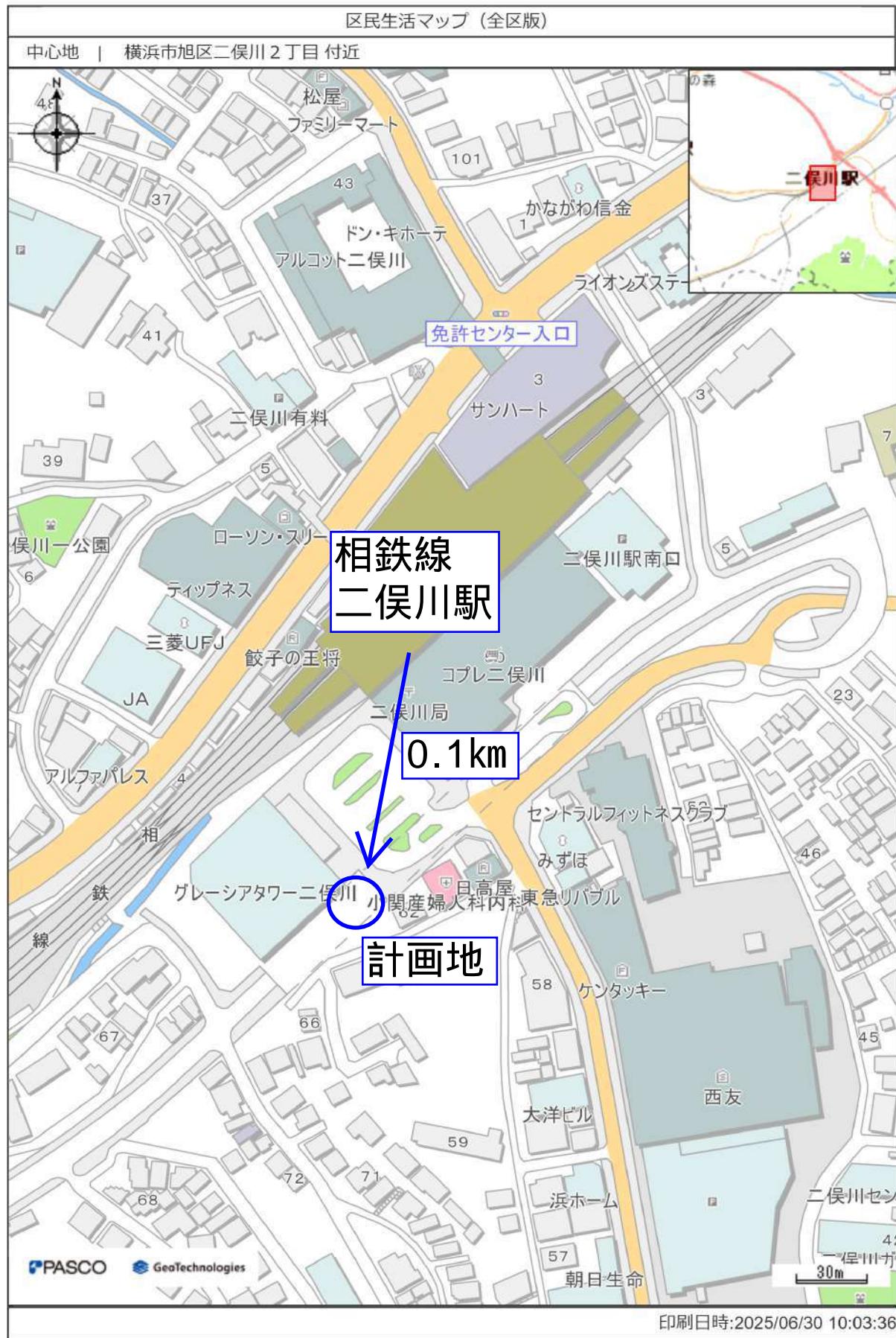
9 その他

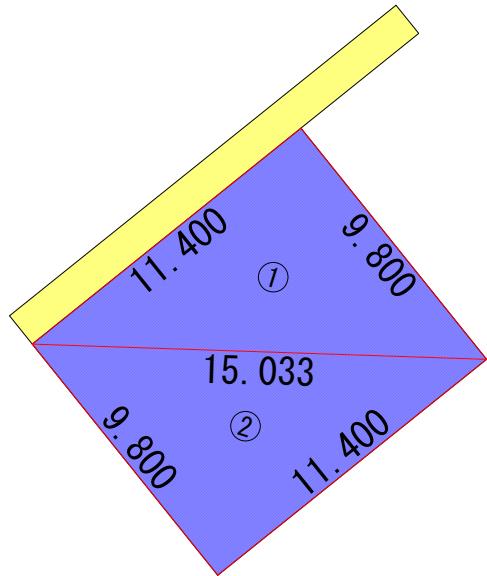
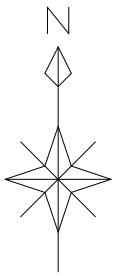
- (1) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。
- (2) 入札占用計画の作成、提出等に要する費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された入札占用計画の内容変更、差し替え及び再提出は認めません。ただし、市長から補正指示等を行う場合はこの限りではありません。
- (4) 提出された入札占用計画について、提出者に無断で二次的な使用をすることはありません。ただし、結果の公表等本市が必要な場合は無償で使用できるものとします。また、占用入札参加資格の確認のため、提出された書類及び個人情報について、警察に提供することができます。
- (5) 認定した入札占用計画の内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- (6) 応募書類に関して、不明な点がある場合は、応募者に対しての聞き取り等を行

う場合があります。

- (7) 提案内容について、横浜市道路高架下等利用計画検討会で提案内容をご説明いただく場合があります。
- (8) 提案申し込みの際及び提案採用後に、関係手続き等の失念及びその手続き等の時間を考慮しなかった等の理由により、当初の見込みと異なる費用の出費及び損害等が発生したとしても、本市は一切の責任を負いません。
- (9) 認定しなかった入札占用計画は、返却いたしません。

資料 1





: 占用範囲 111.72 m²

: 管理範囲

横浜市旭区二俣川二丁目				
符号	辺A	辺B	辺C	面積
1	15.033	9.800	11.400	55.86
2	15.033	9.800	11.400	55.86
合計				111.72

所在地	横浜市旭区二俣川二丁目
図面名	平面図
縮 尺	S = 1 / 250
横浜市道路局	







利用計画

資料4

件名

市道四季美台第435号線

適地の検討	1 計画地の概要	ア 区分 未利用地（トンネル上部）
		イ 所在（地番） 旭区二俣川2丁目61-8外
		ウ 面積 111.72m ²
		エ 立地・交通 相鉄線「二俣川駅」から南西へ0.1km
		オ 用途地域等 商業地域 建ぺい率80% 容積率500% 第7種高度地区 防火地域
		カ 接道 南側：幅員3mの歩行空間あり
	2 周辺地域の概要	店舗、店舗兼共同住宅等が建ち並ぶ駅前商業地域
	3 建築の可否及び構造	建築不可とする。
利用計画の検討	4 用途又は入札対象施設	まちづくりや賑わいの創出などに資する利用とし、周辺の土地利用状況等との調和を保つこと。
	5 占用期間	・原則として5年ごとに占用許可の更新手続きをする。 ・最大20年とする。ただし、占用期間の終了日は3月31日とする。
	6 留意点	・隣接する住居へ騒音対策等の配慮をすること。 ・警察署長及び道路管理者等の協議による安全対策を講じること。 ・占用者は、占用許可の範囲外で市が指示する土地の管理（清掃、除草等）をすること。
	7 その他	・総合評価占用入札案件とする。

ここは、横浜市の所有地です。
まちづくりや賑わいの創出
のため、市が事業者を公募し
有効活用しています。

別表（第4条）

(平7条例80・全改、平15条例39・平19条例13・平20条例6・平20条例61・平23条例58・平26条例93・平29条例55・令2条例50・令5条例40・一部改正)

占用物件		単位	占用料
法第32条第1項 第1号に掲げる 工作物	第一種電柱	1本につき1年 長さ1メートルにつき 1年	3,100円
	第二種電柱		4,800円
	第三種電柱		6,400円
	第一種電話柱		2,800円
	第二種電話柱		4,400円
	第三種電話柱		6,100円
	その他の柱類		280円
	共架電線その他上空に設ける線類		28円
	地下に設ける電線その他の線類		17円
	路上に設ける変圧器		2,700円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	1,700円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	5,500円	
	郵便差出箱及び信書便差出箱	2,300円	
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	15,000円
法第32条第1項 第2号に掲げる 物件	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	5,500円
	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき 1年	120円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		170円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		250円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		330円

	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			500円	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			660円	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			1,200円	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			1,700円	
	外径が1メートル以上のもの			3,300円	
法第32条第1項 第3号に掲げる 施設	自動運行補 助施設	法第2条第2項 第5号に規定 する自動運行 装置による検 知の対象とし て設置する導 線その他の線 類	地下に 設ける もの その他 のもの	長さ1メートルにつき 1年	17円 55円
		道路の構造又は交通 の状況を表示する標 示柱その他の柱類		1本につき1年	4,400円
		その他のもの	上空に 設ける もの 地下に 設ける もの	占用面積1平方メート ルにつき1年	2,800円 1,700円
		その他のもの			5,500円
法第32条第1項第4号に掲げる施設					5,500円
法第32条第1項 第5号に掲げる 施設	地下街及び地下室	階数が1のも の 階数が2のも		Aに0.004を乗じ て得た額 Aに0.006を乗じ	

		の	て得た額	
		階数が3以上 のもの	Aに0.007を乗じ て得た額	
	上空に設ける通路		7,600円	
	地下に設ける通路		4,500円	
	その他のもの		5,500円	
法第32条第1項 第6号に掲げる 施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、 一時的に設けるもの	占用面積1平方メート ルにつき1日	150円	
	その他のもの	占用面積1平方メート ルにつき1月	1,500円	
令第7条第1号 に掲げる物件	看板(アーチ であるもの を除く。)	一時的に設けるもの その他のもの	表示面積1平方メート ルにつき1月 表示面積1平方メート ルにつき1年	1,500円 15,000円
	標識		1本につき1年	4,400円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催 しに際し、一時的に設 けるもの その他のもの	1本につき1日 1本につき1月	150円 1,500円
	幕(令第7条 第4号に掲げ る工事用施 設であるも のを除く。)	祭礼、縁日その他の催 しに際し、一時的に設 けるもの その他のもの	表示面積1平方メート ルにつき1日 表示面積1平方メート ルにつき1月	150円 1,500円
	アーチ	車道を横断するもの その他のもの	1基につき1月	15,000円 7,600円
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メート ルにつき1年	5,500円	
令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.031を乗じ て得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号		占用面積1平方メート ル	1,500円	

に掲げる工事用材料		ルにつき1月	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			550円
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路 面下に設けるもの	占用面積1平方メート ルにつき1年	Aに0.008を乗じ て得た額
	上空に設けるもの		Aに0.017を乗じ て得た額
	地下(トンネ ルの上の地 下を除く。)に設けるも の	階数が1のもの 階数が2のもの 階数が3以上のもの	Aに0.004を乗じ て得た額 Aに0.006を乗じ て得た額 Aに0.007を乗じ て得た額
		その他もの	Aに0.025を乗じ て得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.01を乗じて 得た額
	その他もの		Aに0.007を乗じ て得た額
令第7条第10号に掲げる施設 及び自動車駐車場	建築物		Aに0.022を乗じ て得た額
	その他もの		Aに0.007を乗じ て得た額
令第7条第11号に掲げる応急 仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路 面下に設けるもの		Aに0.01を乗じて 得た額
	上空に設けるもの		Aに0.022を乗じ て得た額
	その他もの		Aに0.031を乗じ て得た額
令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.025を乗じ

		て得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.031を乗じて得た額
令第7条第14号に掲げる施設		Aに0.031を乗じて得た額

(備考)

- 1 令とは、道路法施行令（昭和27年政令第479号）をいう。
- 2 第一種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 第一種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 5 表示面積とは、広告塔、看板又は幕の表示部分の面積をいうものとする。
- 6 Aは、近傍類似の土地（令第7条第8号及び第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。

(別表-1)

道路占用料減免の対象物件

1 全額免除するもの

区分	対象物件等
条例第6条第1項 第1号に該当する もの	地方財政法第6条に規定する公営企業が占用するもの
条例第6条第1項 第2号に該当する もの	(1) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設 (2) 鉄道事業法による鉄道事業者がその鉄道事業で一般の需要に応ずるもの用に供する施設（道路が鉄道事業の施設を使用する場合で無償であるときに限る。）
条例第6条第1項 第3号に該当する もの	公職選挙法による選挙運動のために使用するもの
条例第6条第1項 第4号に該当する もの	(1) 街灯 (2) 公共の用に供する通路（公衆が24時間又は鉄道の運行時間帯、道路交通の一環として通行している、鉄道等の公共施設と連絡する通路、又は、行政の施策として設置された通路） (1) 無料で不特定多数の人を開放している公園、広場及び運動場 (2) カーブミラー (3) 公衆用ごみ容器、フラワー波特、ベンチ、掲示板等で営利目的がなく道路の美化又は公衆の利便に寄与又は歴史性、地域性があると認められるもの (4) 公共的団体が非営利的な目的で設置する有線放送線等施設、水管、下水道管、その他の管路及び防災を目的とした器具置場、救助袋固定環 (5) 商店街等が犯罪防止を目的に設置する防犯カメラ (6) 商店街等が設置するアーチ及びアーケード (7) 沿道家屋から道路に入りるために法敷を占用する専用通路で幅が4メートルまでの部分（ただし、他法令等で4メートル以上の幅員が義務付けられている場合は、その規定する部分までとする。） (8) ガス・電気・電気通信・水道・下水道の各戸引込電線及び地下埋設管 (9) 公益事業者及び公共的団体が設ける道路横断電線 (10) 道路付属物を無償で添加している電柱又は電話柱 (11) 電柱（送電塔は含まない。）又は電話柱所有者が自らの電線を架線した場合の道路縦断電線 (12) 地上権等により、道路敷の権原を取得して道路を築造した場合における当該道路敷内の占用物件。ただし、地上権設定の際、占用料徴収を前提としている場合は、この限りでない。 (13) 道路拡幅等に伴う、供用部分の道路から沿道家屋に入りするために占用する未供用部分の道路における通路で幅が4メートルまでの部分（ただし、他法令等で4メートル以上の幅員が義務付けられている場合は、その規定する部分までとする。） (14) かんがい排水施設その他農業用地の保全又は利用上必要な施設 (15) 路線バス事業者及びタクシー事業者が設けるバス停留所標識、タクシー乗場案内板及び上屋 (16) 受信障害解消のための難視聴線施設 (17) 地方公共団体等が災害救助のために建築する応急仮設住宅 (18) 交通管理者の指導により設置する交通規制周知横断幕・看板 (19) バナーフラッグ掲出のため、道路照明灯及び商店街灯に設置するバナーフラッグ掲出用ポール (20) 横浜市が共催する事業・イベント等 (21) 道路協力団体が業務として行う道路占用（活動区域内において、看板等の掲出や占用物件への標識等の貼付により、道路協力団体が活動していることを外部に明示する場合に限る。）
条例第6条第1項 第5号に該当する もの	

(22) 道路法第2条第2項第5号に規定する自動運行補助施設（令和13年3月31日までとする。）

(別表-2)

2 一部免除するもの

区分	物件	要件	減免率又は占用料額
条例第6条第1項第4号に該当するもの	(1) 駐車場法で規定する路外駐車場 (2) 公共の用に供する通路	駐車場法第17条第1項に規定する都市計画として決定されたもの 公衆が常時道路交通の一環として通行している通路で、公共性の高い通路	75% ただし、地下駐車場施設建設期間中は全額免除 50%
条例第6条第1項第5号に該当するもの	(1) 電気自動車等用充電機器 (2) 電線類の中地化に伴う管路等 (3) 電柱又は電話柱 (4) 柱状型機器 (5) 地下街及び地下室 (6) 突出看板	占用主体により提案される道路維持管理への協力（占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定又は道路施設への電力の供給など）が行われる場合 ア 道路の上空に設置されている電線類を撤去し道路の地下に埋設するために、占用許可を受けて地中に設ける電線類（「地下に設ける電線その他の線類」として占用料を徴収するものを除く。）及びこれらと一体不可分な物件（変圧器等の地上機器をいう。以下同じ。） イ 電線類が上空に設置されていない道路において、占用許可を受けて地中に設ける電線類（「地下に設ける電線その他の線類」として占用料を徴収するものを除く。）及びこれらと一体不可分な物件 公安委員会の設ける交通信号灯、若しくは道路付属物以外の防犯灯を添架している電柱又は電話柱 「無電柱化推進計画」に伴い地中化した電線類に係るもの ア 機械室、洗面所、案内所、無料休息所及び保安員詰所 イ 地下街及び地下室、地下駐車場 個人又は中小企業者からの申請によるもの	90% 8/9 8/9 50% 8/9 固定資産税評価額より算出した額の50% 「占用料徴収事務の取扱いについて」（昭和43年9月20日付け建設省道政発第44号）の記1（2）及び（3）により算出した占用料額 1m ² 当たり3,000円/年

	(7) 巻付看板	電柱、電話柱等に巻き付けられた看板で、個人又は中小企業者から依頼を受けて掲出しているもの、又は住所案内等の公共的内容を表示しているもので2m ² 未満のもの	1m ² 当たり3,000円/年
	(8) 袖看板	電柱、電話柱等に添加された看板で、個人又は中小企業者から依頼を受けて掲出しているもの、又は住所案内等の公共的内容を表示しているもので2m ² 未満のもの	1m ² 当たり6,500円/年
	(9) バス停留所上屋への添加広告	表裏2面に表示しているもの	30%
	(10) バナーフラッグ	「商店街街路灯への有料広告物掲出に係る横浜市版ガイドライン」に基づくもの	1m ² 当たり310円/月
	(11) 駐車場法で規定する路外駐車場	駐車場法第17条第1項に規定する都市計画として決定されたものを除く。	50%
	(12) 自治会館及び集会所等		1m ² 当たり20円/月
	(13) 小型の無線基地局	工作物等に添加する携帯電話等の小型の無線基地局	70%
	(14) 自転車等駐車器具	一般公共の用に供されるもの	50%
	(15) イベント等	横浜市が後援する、又は横浜市の施策に寄与するものとして関係区局から副申を受けたイベント等	50%を限度とする。
	(16) 太陽光発電設備及び風力発電設備	占用主体により提案される道路維持管理への協力（占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定又は道路施設への電力の供給など）が行われる場合	90%
	(17) 国家戦略特別区域法施行令第24条、都市再生特別措置法施行令第17条又は中心市街地の活性化に関する法律施行令第5条に掲げる施設等	占用主体により提案される道路維持管理への協力（占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定又は道路施設への電力の供給など）が行われる場合	90%
	(18) 道路法施行令第16条の2に掲げる歩行者利便増進施	占用主体により提案される道路維持管理への協力（占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定	90%

	設等 (19) 主として地下鉄の形態により鉄道事業を経営する者の保有する鉄道等	又は道路施設への電力の供給など) が行われる場合 第3セクターの地下鉄道事業者のうち、その資本構成において、国、地方公共団体又はこれに準ずる公法人の出資の比率が50%以上のもの	87%
--	--	---	-----

審査・評価基準（総合評価落札者決定基準）

※ 審査は項目ごとに審査基準を参考にし、5段階評価(5点満点)で評価します。

5点…非常に優れている・十分に理解している等

2点…やや劣っている・やや理解に欠ける等

4点…優れている

1点…非常に劣っている

3点…普通である・理解している等

項目	審査・評価基準	配点	提案書に記載される内容
1 基本事項	1 本市施策や社会的ニーズとの関連性はあるか	25	実施事業と横浜市の施策や社会的ニーズとの関係
	2 事業収支見込みの安定性があるか		収支見込み
	3 市内経済の活性化、中小企業の振興に寄与するか		市内経済の活性化、中小企業の振興
	4 利用計画に示された利用用途に適合した提案か		利用用途
	5 土地の立地や地域の特性を踏まえた提案か		土地の立地条件と地域特性と提案する利用用途との関係
2 運営・維持管理	1 具体的で実現性の高い提案か	25	提案事業の実現性に関する考え方 事業実績(最大5例)
	2 実施事業の団体構成は適正か		実施主体の構成
	3 占用物件及び設置施設等に対する管理体制が明確であるか		事業の管理体制 土地及び設置する施設・設備の管理方針
	4 占用物件及び設置施設等に対する安全対策がとられているか		土地及び設置する施設・設備の安全対策 周辺交通への影響と対応策
	5 事故や災害等の緊急時の対応及び苦情対応について明確か		緊急時(事故・災害)の対応策 苦情が寄せられた場合の対応策
3 付加価値	1 まちづくりや賑わいの創出、利便増進につながる取り組みか	25	まちづくりや賑わいの創出の向上への取り組み方
	2 事業実施が地元と利用者にメリットをもたらすか		事業実施による地域と利用者のメリット
	3 提案内容に独創性・オリジナリティがあるか		提案事業のセールスポイント
	4 事業実施が本市にメリットをもたらすか		提案事業が採用された場合の本市のメリット
	5 地球温暖化防止に貢献しているか		温暖化防止対応に関する取り組み
4 地域への貢献	1 地域との協働に関する取り組みがあるか	25	市民参加・協働への取り組み
	2 地域に活性化をもたらす提案になっているか		地域の活性化との関係
	3 地域主体の取り組みとなっているか		地域主体の取り組みとなっている場合は、その内容
	4 環境美化に貢献しているか		周辺を含めた環境美化について
	5 地域防犯に貢献しているか		周辺を含めた防犯に関する取り組み

以下は、総合評価占用入札の場合のみ使用。

項目	評価基準	配点	入札書に記載される内容
5 財源確保	本市の財源確保に寄与しているか 入札額に応じて、下記のとおり配点する。 $25 \text{点} \times \frac{\text{入札額}}{\text{入札最高額}}$ ※小数点以下切捨て	25	入札金額

許可条件

道路占用者（以下「占用者」という。）は、道路法、同法施行令、各物件の管理等について定めた法令その他の関係法令や横浜市道路占用料条例、横浜市道路占用規則、ガイドラインその他の関係規程を遵守するほか、次の条件に従わなければならない。

（占用物件の維持管理）

- 1 (1) 占用者は、占用物件を常時良好な状態に保つように管理し、道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれがないように、適切な時期に、占用物件の巡視、点検、修繕その他の当該占用物件の適切な維持管理を行わなければならない。
- (2) 気象予報等の情報から、強風等の気象現象によって生じる災害の発生が予測される場合には、占用物件が落下、倒壊等することのないよう事前に必要な対策を講じなければならない。
- (3) 占用物件を添加している道路区域外の柱類について、道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又はそのおそれがないように、当該柱類の腐食、劣化、損傷等を防止するために必要な対策を講じるなど適切に維持管理をしなければならない。

（占用物件の管理の報告）

- 2 占用者は、横浜市長又は所管の土木事務所長（以下「担当土木事務所長」という。）が必要と認めて指示したときは、占用物件の管理の方法及び状況について、報告しなければならない。

（原状回復）

- 3 占用者は、占用物件の設置又は管理のかしに起因して道路を損傷し又は汚損したときは、速やかに所管の土木事務所長に届け出るとともに、その指示に従い道路を原状回復し、又はその費用を負担しなければならない。

（損害賠償及び紛争の解決）

- 4 占用者は、占用物件の設置又は管理のかしに起因して第三者に損害を与え又は第三者と紛争を生じたときは、損害を賠償し又は紛争を解決しなければならない。

（占用物件の移転等の措置）

- 5 占用者は、道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合は、自らの費用負担により占用物件を改築、移転、除去その他必要な措置をとらなくてはならない。

（工事の実施方法）

- 6 工事の施工においては、「工事中の歩行者に対するバリアフリー推進ガイドライン（横浜市平成17年6月）」の趣旨を踏まえ、歩行者対策等を講じるよう努めること。
占用者（申請者）は、工事着手前等に仮設通路の設置方法等について、担当土木事務所長と協議しなければならない。

（工事中の安全管理）

- 7 占用者は、工事中の安全管理を「道路工事現場における保安施設の設置基準」に基づき行わなければならない。

（占用物件の異状の措置及び報告）

- 8 占用者は、占用物件の異状により、道路の構造、交通若しくは周辺の住民等に影響を与える、又はそのおそれがあるときには、直ちに必要な措置を講ずるとともに、その占用物件の異状の状況及びそれに対して講ぜられた措置の概要を、担当土木事務所長に報告しなければならない。

(占用物件の安全確認報告)

9 道路利用者や第三者への重大事故を未然に防止する観点から、その損傷により特に道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある占用物件については、占用許可後、5年が経過する時期を基本として、道路管理者による占用物件の安全確認のため、占用物件の現状について、横浜市長又は担当土木事務所長あて書面等により報告しなければならない。

(工事の検査)

10 占用者は、横浜市長又は担当土木事務所長から指示があった場合、「占用物件設置工事における検査実施要領」に基づき、検査を受けなければならない。

掘削工事を伴う場合の特例

(工事の実施方法)

- (1) 占用工事は、「横浜市道路掘削跡復旧工事標準仕様書」等に従って施行しなければならない。
- (2) 道路交通法第77条に基づく警察の道路使用許可及び火災予防条例に関する消防署の関係手続等を、工事着工前に必ず済ませなければならない。
- (3) 公共基準点に関する届出については、道路調査課の指示を受けなければならぬ。

(本復旧工事の施行)

- (4) 道路の本復旧工事は、所管の土木事務所長の指示に従い、速やかに行わなければならない。

(工事中の安全管理)

- (5) 占用者は、工事中の安全管理を「道路工事現場における保安施設の設置基準」に基づき行わなければならない。

(工事の調整)

- (6) 占用者は他の占用工事等と競合する場合は、調整して復旧しなければならない。

(工事の着手・完成)

- (7) 掘削工事は、着手、しゅん工とも所管の土木事務所長に届け出て、その指示、検査を受けなければならない。

(舗装の切断作業時に発生する排水の処理)

- (8) 舗装の切断作業時において生じる排水の回収及び適正な処理を行うこと。
- (9) 当該排水が生じない工法（空冷式等）を採用する場合は、当該排水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵の飛散防止策を実施するとともに収集した粉塵については、適正な運搬・処理を実施すること。

(その他)

11
